

小田原市監査委員公表第13号

令和8年7月6日付けで提出された小田原市職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和8年9月4日

小田原市監査委員	近	藤	正	道
小田原市監査委員	山	崎	佐	俊
小田原市監査委員	武	松		忠

監 査 の 結 果

第 1 監査の結果

本件請求に係る「校務ネットワークシステム賃貸借（その２）」契約に基づく賃貸借料の支出が違法又は不当な公金の支出であるとする請求人の主張には理由がないことから、これを棄却する。

第 2 請求の内容

1 請求人の住所及び氏名

住所 小田原市（省略）

氏名 （省略）

2 請求書が提出された日

令和 8 年 7 月 6 日

3 本件請求の要旨

令和 8 年 7 月 6 日に提出された「小田原市職員措置請求書」及び令和 8 年 7 月 21 日に提出された「陳述書」を総合すると、請求人が主張する違法若しくは不当な財務会計上の行為、その理由及び求める措置の要旨は、以下のとおりである。

請求 1 令和 5 年 3 月 2 日に小田原市長が株式会社 J E C C（以下「受注者」という。）と締結した「校務ネットワークシステム賃貸借（その２）」契約（以下「本件契約」という。）において導入している校務支援システムについては、仕様書で「ユーザー I D ごとに、データベースアクセスログ、業務ログ等を確認できること」をシステム要件としているが、当該システムを用いて行った印刷や外部出力の操作記録が残らず、仕様未達となっている。仕様不適合が是正されるまでの間、令和 8 年 9 月から契約終了までに支払われる予定の賃貸借料のうち、仕様不適合部分に相当する額は小田原市（以下「市」という。）の損害となることから、仕様要件を満たしていない状態での賃貸借料を適正な額に減額することを求める。

請求 2 校務支援システムは、印刷や外部出力の操作記録を取得できず、仕様要件を満たしていないため、受注者の責任と費用負担においてシステム改修を実施させることを求める。

請求 3 市及び小田原市教育委員会は、校務支援システムの仕様適合性の確認、検査を行わず、本件契約に係る賃貸借料の支出を継続している。これは、違法又は不当な公

金の支出に当たり、仕様不適合部分に相当する額が市の損害となっている。既に支払われた賃貸借料のうち仕様不適合部分に相当する額について、受注者又は関係職員に対し、損害賠償請求、不当利得返還請求その他市が被った損害を補填するために必要な措置を講ずることを求める。

第3 監査の結果を決定した理由

1 監査の対象とした事項

請求1から請求3を監査の対象とし、次の視点で監査を実施した。

- (1) 本件契約における校務支援システムの機能が仕様書に定める要件を満たしているか
- (2) 本件契約における市の履行確認に不備があるか
- (3) 上記(1)(2)を踏まえた結果、本件契約に基づく賃貸借料の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項において、住民監査請求の期間は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」とされており、「正当な理由」の有無については、普通地方公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきとされている（最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決、最高裁平成14年9月17日第三小法廷判決参照）。

本件請求のうち請求3は、1年を経過した支出を含んでいるが、請求人が監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたのは令和8年6月11日であり、相当な期間内に請求されたものと判断した。

2 監査の経過

令和8年7月6日に請求人から小田原市職員措置請求書が提出されたことから、次の経緯を踏まえて監査を実施した。

- (1) 令和8年7月21日、法第242条第7項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人から陳述書が提出された。
- (2) 令和8年7月24日、法第199条第8項の規定により、小田原市教育委員会教育部長、同教育部副部長、同教育部教育指導課長ほか関係職員から事情聴取を行った。

3 事実関係の確認

請求人からの提出書面、市からの提出書面及び関係職員の事情聴取並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めた。

- (1) 本件契約について

市は、令和5年3月2日に受注者と本件契約を締結しており、その概要及び支出状況は次のとおりである。

契約物件名	校務ネットワークシステム賃貸借（その2）		
規格及び数量	ハードウェア（校務用ノートパソコン150台ほか）及びソフトウェア（校務支援システム一式ほか）		
賃貸借期間	令和5年11月1日から令和10年10月31日まで		
契約金額	399,960,000円（うち消費税及び地方消費税の額 36,360,000円）		
支払の条件 及び支出状況	区分	支払（予定） 金額	支出日
	令和6年3月 （令和5年11月～令和6年3月分）	33,330,000円	令和6年4月18日
	令和6年9月 （令和6年4月～令和6年9月分）	39,996,000円	令和6年10月11日
	令和7年3月 （令和6年10月～令和7年3月分）	39,996,000円	令和7年4月18日
	令和7年9月 （令和7年4月～令和7年9月分）	39,996,000円	令和7年10月10日
	令和8年3月 （令和7年10月～令和8年3月分）	39,996,000円	令和8年4月24日
	令和8年9月 （令和8年4月～令和8年9月分）	39,996,000円	
	令和9年3月 （令和8年10月～令和9年3月分）	39,996,000円	
	令和9年9月 （令和9年4月～令和9年9月分）	39,996,000円	
	令和10年3月 （令和9年10月～令和10年3月分）	39,996,000円	
	令和10年10月 （令和10年4月～令和10年10月分）	46,662,000円	
	合計	399,960,000円	

(2) 本件契約に係る権限について

地方公共団体における教育行政については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条及び第22条において教育委員会と地方公共団体の長に明確に職務権限が区分されており、学校の管理については教育委員会の職務権限とされ、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結及び予算の執行については長の職務権限とされている。これを監査対象事項に当てはめると、本件契約による賃貸借物件の運用は小田原市教育委員会の職務権限であり、本件契約の締結、履行の確認及び賃貸借料の支出は小田原市長の職務権限である。

また、法第180条の2、小田原市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和39年小田原市庁達第7号）第3条及び小田原市事務決裁規程（昭和39年小田原市庁達第2号）第4条第1項の規定により、小田原市長の職務権限である予算の執行

のうち、1千万円を超える賃借料の支出は副市長の専決事項、支出命令は金額にかかわらず教育指導課長の専決事項となっている。

4 監査委員の判断

(1) 監査委員が違法又は不当であるか否かを判断する事項について

請求人は、本件契約において導入している校務支援システムで印刷や外部出力の操作記録が確認できないことは仕様不適合であり、市及び小田原市教育委員会が本件契約に係る確認、検査を行わず、仕様要件を満たさないまま賃借料の支出を継続していることは、違法又は不当な公金の支出に当たると主張している。

そこで、本件契約に基づく賃借料の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるかについて判断する。

(2) 判断

まず、本件契約における校務支援システムの機能が仕様書に定める要件を満たしているかについて見ると、小田原市教育委員会が本件契約に採用する校務支援システムを検討し、EDUCOMマネージャーC4t hを選定したことから、市は、仕様書に当該製品の機能を記載したとのことである。

したがって、仕様書に「ユーザーIDごとに、データベースアクセスログ、業務ログ等を確認できること」と記載された校務支援システムの要件は、別に具体的な記載がない限り、当該製品の有する機能に限定され、当該製品が有していない印刷や外部出力の操作記録を確認する機能は含まれていないと解される。

なお、本監査の過程において、市及び受注者の双方が仕様書に記載されたシステム要件であると認識している、ユーザーIDごとのログイン、ログアウト、対象メニューへの遷移、対象メニューでのデータ更新の記録について、市が、本件契約の仕様書において各種の作業を行わせると定めている者（以下「作業実施者」という。）から提供を受けていることを確認した。

また、市は、令和7年12月に作業実施者から校務支援システムの操作記録の抽出業務に係る見積書を取得しているが、この時点までは、運用上必要がなかったため操作記録を取得したことがなく、かつ、別途費用が掛かると誤認していたものであり、その後、当該業務は本件契約の範囲内で履行されるもので、追加費用は発生しないことを受注者との間で確認するとともに、印刷や外部出力の操作記録が仕様書の範囲外であることも再確認したとのことである。

よって、本件契約における校務支援システムの機能は、仕様書に定める要件を満たしていると考えられる。

次に、本件契約における市の履行確認に不備があるかについて検討する。

契約の履行の確保については、法第234条の2第1項において、「普通地方公共団体

が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない」とされている。ただし、本条では「必要な監督又は検査」を行わなければならないとし、必ずしも監督検査の画一化を意図したものではないと解されている。

本件契約は賃貸借契約であり、契約書別紙1で定める機器が設置され、市は、定例的な報告や日常的なヘルプデスクの稼働をもって履行の確認をしているとのことである。また、市から提出された書類により、運用保守定例会を月1回実施していることを確認した。

よって、本件契約において市の履行確認に不備があったとはいえない。

以上のことから、本件契約に基づく賃貸借料の支出は、違法又は不当な公金の支出に当たるものとは認められず、請求人の主張には理由がない。

第4 意見

本件請求の発端として、市及び作業実施者が、その仕様内容を正確に認識できていなかったことがあると考えられる。今後、契約については、仕様内容等を十分に確認することが必要と考える。

参考

- ・小田原市職員措置請求書
- ・陳述書

添付省略